

## 旧制中央大学の廃止

一九四五（昭和二十）年八月、日本の無条件降伏をもって第二次世界大戦が終結した。日本はアメリカを中心とする連合国の管理下に置かれ、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の主導によって、いわゆる戦後民主化政策と呼ばれる諸改革が断行された。

教育界でも、四七年に教育基本法・学校教育法が公布され、戦前期の学校制度を支えていた大学令以下の諸法令が廃止されるとともに、現行の「六・三・三・四制」が発足した。その結果、旧制度に準拠する大学以下の諸学校は順次閉校されていき、「新制学校」へと生まれ変わった。

本学について言えば、四八年七月に法・経済・商・工四学部からなる新制中央大学の設置が認可されて翌年四月より開校、さらに五年一月には文学部を増設して五学部を擁する新制総合大学へと変身している。

他方、旧制中央大学（予科・学部）および専門部は

省の原議書である。

これによれば、旧制中央大学は、学校教育法第九十八条第一項にもとづく「従前の規程による学校」として同年三月三十一日まで制度的に存続していたこととなるが、その事實は、旧制の学生が卒業した後も旧制法・経済・商三学部長が実際に在職しており、経済学部および商学部では新制大学の学部長と兼任する慣例となっていたことから裏付けることができる。

このようにして旧制大学を存続させた背景には、新制大学院の設置と学位（博士号）授与の問題が絡んでいたと思われる。新制の学位制度は、一九五二年に修士号



「旧制学部閉校記念祭」パンフレット

廃止されることとなり、四八年四月の入学生を最後として予科・専門部の学生募集が停止され、翌年十一月に予科記念祭、五年三月には専門部閉校祭が挙行されている。

また、旧制の法・経済・商三学部も五〇年四月の入学生を最後に学生募集を停止、五三年三月旧制学部閉校祭を挙行した上で、最後の卒業生を送り出している。

つまり、五三年三月の卒業式は、新制・旧制両大学の合同卒業式となったわけであり、一般的にはこれをもって旧制中央大学の廃止と受け取られているのである。

しかしながら、国立公文書館に所蔵されている文部省公文書のうちで本学に関係する公文書を編集・翻刻した『中央大学史資料集』第八集には、興味深い史料が収録されている。それは、六二年三月十五日付で学校法人中央大学理事長柴田甲四郎から文部大臣荒木万寿夫宛に提出された旧制大学廃止の申請書と、それを認可した文部

一八種が制定され、五三年の学位規則によって整備されるが、本学の新制大学院に博士課程が設置されるのは、法学・経済学研究科が五三年、商学研究科が五四年、工学研究科が五五年、文学研究科は六二年のことである。

したがって、この間旧制大学出身者に学位を授与したのは、学校教育法で存続が認められていた旧制大学であり、新制の学位を授与する側の教授に博士号をもたせる必要性からしても、旧制大学を廃止することはできなかったのである。

つまり、旧制大学は、学位請求論文の審査と学位授与とを主な機能とする機関として存続し、新制大学院の充実に寄与したわけである。

ちなみに、旧制学部最後の卒業式が挙行された五三年三月以前における本学博士号の取得者は二六人であるが、同年四月から旧制大学廃止の間に博士号を授与されたのは六九人を数えている。